利用上の注意

**１**　この報告書は、大阪府内の学校について、学校の種別ごとに集計した結果を掲載している。ただし、大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校、留学生、国立の諸学校に関しては、文部科学省直轄調査であり、大阪府では調査を実施していないので、文部科学省の数値をもとに大阪府が独自に集計したものを掲載している。したがって、これらの数値は文部科学省が発表する「学校基本調査報告書」が確定値となる。また、｢調査結果の概要｣における全国及び他都道府県の数値についても同様である。

**２**解説文中及び統計表の「年度｣、｢年｣は、その年度の5月1日現在を表しており、｢年度間｣は4月1日から翌年3月31日までの期間を表している。また、｢年3月｣は、その年の3月卒業者の5月1日現在を表している。

**３**「調査結果の概要」における構成比等の差を表すポイントは、四捨五入前の実数値での差を求めているため、表記した数値の差とは一致しない場合がある。また、この報告書文中及び表中の構成比については、単位未満を四捨五入しているので、合計が必ずしも100％にはならない。

**４**　符号等の用法は、次のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 0.0 | ＝ | 数値が単位未満 |
| △ | ＝ | 負の数値 |
| － | ＝ | 計数がない |
| … | ＝ | 計数出現があり得ない又は調査対象とならなかった |

**５**　この報告書中の主な用語については、巻末の参考資料に「（資料3）用語の説明」として掲載している。

**６**　本年度調査の変更点

１　統計名称　学校基本調査の統計名称を「学校基本統計」に変更。

２　調査票

（１）学校調査票（幼保連携型認定こども園）

（ア）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下｢認定こども園法｣という。）」の改正（平成27年4月1日施行）により、新たな学校種として「幼保連携型認定こども園」が創設されることに伴い、本年度から新たに実施。

（２）学校施設調査票（高等学校等）

（ア）「認定こども園法｣の改正により、新たな学校種として「幼保連携型認定こども園」が創設されることに伴い、以下の点を変更。

・｢5学校種別｣の選択肢に｢8幼保連携型認定こども園｣を追加。

・｢7私立幼稚園の設置者別（私立幼稚園のみ）｣の選択肢に｢2社会福祉法人立｣を追加。

（３）卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）

（ア）「9状況別卒業者数」について、「Ｅ就職者（左記Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄを除く）」に次の内訳を新設。

・「正規の職員・従業員、自営業主等」

・「正規の職員等でない者（雇用契約が一年以上かつフルタイム勤務相当の者）」

また、「一時的な仕事に就いた者」の調査項目名を「一時的な仕事に就いた者（雇用契約が一年未満又は短時間勤務の者）」に変更。

（イ）「（再掲）左記Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄのうち就職している者」に次の内訳を新設。

・「正規の職員等」

・「正規の職員等でない者」

（４）卒業後の状況調査票（中等教育学校 後期課程）

（ア）「8状況別卒業者数」について、「Ｅ就職者（左記Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄを除く）」に次の内訳を新設。

・「正規の職員・従業員、自営業主等」

・「正規の職員等でない者（雇用契約が一年以上かつフルタイム勤務相当の者）」

また、「一時的な仕事に就いた者」の調査項目名を「一時的な仕事に就いた者（雇用契約が一年未満又は短時間勤務の者）」に変更。

（イ）「（再掲）左記Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄのうち就職している者」に次の内訳を新設。

・「正規の職員等」

・「正規の職員等でない者」

（５）卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）

（ア）「5状況別卒業者数」の「（再掲）左記Ｆのうち社会福祉施設等入所，通所者」の「障害者支援施設等」の内数として「うち就労系支援事業利用者」を追加。

（６）卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）

　　（５）に同じ